

「教職員の働き方改革プラン」の重点期間における取組検証 及び今後の対応の方向性について

1. 「教職員の働き方改革プラン」の概要

- ・ 教職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化による教育の質向上等を図るため、平成31年3月に、県教育委員会において「教職員の働き方改革プラン」（以下「プラン」という）を策定。令和元年度～3年度を重点期間と位置付け
- ・ 働き方改革を進める目的やプラン達成に向けた数値目標（下記参照）を定めた上で、それを達成するための主な手立てとして、県教育委員会、市町村教育委員会、管理職、各教職員がそれぞれ取り組むべき事項を記載
- ・ 令和4年度以降については、重点期間における取組状況を検証した上で、更なる改善・見直しを行っていくこととしている。

〔働き方改革を進める目的〕

- ① 子どもたちと向き合う時間の確保による教育の質向上
- ② 教職員の心身の健康保持
- ③ 仕事と生活の充実
- ④ 教職を目指す人材の確保

〔数値目標〕

- ① 時間外勤務（※）：月45時間以内（年360時間以内）
（※）文部科学省の指針で示された「在校等時間」を対象としている。
- ② 年次有給休暇の取得日数：
全ての教職員が年5日以上、全校種平均13日以上
- ③ ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合：90%以上

2. これまでの主な取組

(1) 勤務時間の客観的な把握

全ての県立学校及び市町村立学校において、業務用パソコンのオン・オフやタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握

(2) 学校内での業務改善の推進

以下の取組等により、学校内での業務の削減・効率化を推進。

- ・ モデル校（小・中・高・特支各1校）での研究実践
- ・ 「学校業務改善事例集」の作成（平成31年3月策定、令和3年3月改訂）
- ・ 管理職の意識向上のための研修充実
- ・ 学校内での働き方改革リーダーの養成
- ・ 校務支援システムなどのICT活用

(3) 外部サポート人材の配置

教員の業務を支援・代替するため、業務アシスタントやスクール・サポート・スタッフ、部活動指導員・地域指導者等の外部サポート人材を配置。通常業務への対応に加え、コロナ対応のための追加配置も実施

(4) 教職員の定数確保・配置

- ・ 国の定数のほか、県単独加配（例：普通科高校の主幹教諭、専門高校の理数教員、小中学校の課題解決加配）も含めて、必要な定数を確保。国に対して、継続的に、中学校の35人学級編制の実施や、特別支援学級の学級編制基準の見直し、加配を含めた十分な定数措置等を要望
- ・ いじめ・不登校・特別支援等の課題にきめ細かく対応するため、県独自の非常勤講師配置事業を継続実施
- ・ 近年、深刻な教員不足により、定数どおりの配置ができず、欠員が生じたり、常勤講師を非常勤講師で代替せざるを得ない事態が生じたりしている。

3. 教職員の働き方の実態

(1) プランにおける数値目標の達成状況

① 時間外勤務 ※より詳細な実態は下記(2)参照

- ・ 全校種平均について、プラン策定前の平成30年度には月65.1時間だったのが、令和3年度には、月36.6時間まで減少（約44%減）
- ・ 令和3年度には、全ての学校種で、月45時間以内の目標を達成。年360時間以内の目標は、特別支援学校を除き未達成。特に、部活動のある中学校及び高校の時間外勤務が多い状況

[時間外勤務の状況 (月平均)]

【】内は対前年比の増減

校種	平成 30 年度 (プラン策定前)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	64.6 時間	60.1 時間 【▲4.5 時間】	42.2 時間 【▲17.9 時間】	35.5 時間 【▲6.7 時間】 (年 426 時間)
中学校	75.1 時間	68.0 時間 【▲7.1 時間】	48.2 時間 【▲19.8 時間】	40.7 時間 【▲7.5 時間】 (年 488.4 時間)
高等学校	75.8 時間	66.4 時間 【▲9.4 時間】	49.6 時間 【▲16.8 時間】	44.1 時間 【▲5.5 時間】 (年 529.2 時間)
特別支援 学校	43.5 時間	34.5 時間 【▲9.0 時間】	21.5 時間 【▲13.0 時間】	20.0 時間 【▲1.5 時間】 (年 240 時間)
全校種 平均	65.1 時間	58.0 時間 【▲7.1 時間】	40.5 時間 【▲17.5 時間】	36.6 時間 【▲3.9 時間】 (年 439.2 時間)
目標値	65 時間	55 時間	45 時間	45 時間以内 (年 360 時間以内)

② 年次有給休暇の取得日数

- 平均取得日数 (全校種平均) について、令和 3 年度は 11.6 日となっており、増加傾向にあるが、13 日以上の目標は未達成
- 年 5 日以上を取得を行っている教職員は、全体の 89%に留まっており、全員取得の目標は未達成

【平成 30 年度～令和 3 年度の推移 (全校種平均)】

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
取得日数	10.1 日	10.2 日	9.7 日	11.6 日

【令和 3 年度 取得日数ごとの分布 (全校種)】

取得日数	0 日	1～4 日	5～8 日	9～12 日	13 日以上
割合	0.4%	10.6%	33.0%	29.5%	26.5%

89%

③ ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合

- 令和2年度までは増加傾向にあったが、令和3年度は42.6%に減少しており、90%以上の目標は未達成
- 令和3年度は多くの学校でコロナ感染が発生し、精神面を含めた教職員の負担が増大したことや、新学習指導要領への対応（※）など、新たな業務が重なったことも影響していると考えられる。

（※）小学校は令和2年度～全面実施、中学校は令和3年度～全面実施、高等学校は令和4年度～年次進行で実施（特別支援学校は、各学校種と同様）

【平成30年度～令和3年度の推移（全校種）】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
割合	45%	57%	64%	42.6%

(2) 時間外勤務に関する詳細（令和3年度）

① 時間外勤務の時間数ごとの人数分布

- 月30時間（年360時間）未満の者が50%いる一方で、月60時間（年720時間）以上の者が18%いるなど、二極化の傾向が見られる。

校種	月15h未満	月15～30h	月30～45h	月45～60h	月60～80h	月80h以上
小	27%	24%	21%	14%	10%	4%
中	17%	20%	18%	17%	15%	13%
高	20%	20%	18%	14%	13%	15%
特支	39%	31%	20%	7%	3%	0%
計	26%	24%	19%	13%	10%	8%

50%
18%

② 職種別の状況（月平均）

- いずれの校種においても、特に教頭・主幹教諭の時間外勤務が多い。
- 養護教諭・栄養教諭・実習助手・寄宿舎指導員・事務職員（月30時間（年360時間）以内）と比べて、教諭の時間外勤務が多い。

校種	校長	教頭	主幹教諭	教諭 ^{※1}	養護教諭 ^{※2}	栄養教諭 ^{※3}	実習助手	寄宿舎指導員	事務職員 ^{※4}
小・中	32.1h	49.6h	56.9h	42.0h	26.3h	22.0h	—	—	22.7h
高	34.6h	52.5h	70.1h	45.8h	19.5h	—	31.6h	4.5h	(4.8h)
特支	28.2h	47.7h	35.8h	21.3h	10.7h	12.3h	9.9h		(3.7h)
計	31.6h	49.9h	54.3h	36.4h	18.8h	15.5h	28.0h	4.5h	(10.4h)

※1 助教諭・講師を含む ※2 養護助教諭を含む ※3 学校栄養職員を含む ※4 県立学校は知事が任命権者

③ 学校規模別の状況（高校のみ、月平均）

- ・ 学校の規模が大きくなるほど、時間外勤務が多くなる傾向が見られる。今後、小中学校等を含め、幅広く実態を把握していく必要がある。

学級規模	1 学年 2 学級以下	1 学年 3 ～ 4 学級	1 学年 5 学級以上
時間外勤務① (全高校の平均)	37.9h	42.2h	51.1h
時間外勤務② (普通高校の平均)	36.9h	48.2h	57.2h

(3) その他

① 教職員の意識（アンケート調査の結果より）

※サンプル調査（回答数 1,219、回収率 62%）

(ア) 主な調査項目における肯定的回答の割合

1. 働き方改革を自分事として捉え、業務改善に取り組む意識が出てきた	69.4%
2. 管理職は働き方改革に積極的に取り組もうとしていた	70.1%
3. 学校全体の働き方改革の意識が高まった	43.4%
4. 業務改善に向けた具体的な手立てや見直しが行われるようになった	51.6%
5. サポート人材を十分に活用できるようになった	48.8%
6. 校内で業務の平準化が図られた	31.8%
7. 教育委員会からの調査・報告・照会等の削減、精選、簡略化が行われた	19.8%

(イ) 特に負担に感じている業務

※自由記述の回答内容を「学校業務改善事例集」（令和3年3月改訂）の業務区分（計10区分）に分類・集計し、回答者の総数に対する割合が特に高い業務区分を整理

校種	1 番目	2 番目	3 番目
小学校	児童生徒対応、苦情・トラブルに係る業務 (保護者対応、生徒指導、不登校支援など) 【28.8%】	学校管理・運営に係る業務 (調査・照会への対応、会計、成績処理など) 【28.4%】	児童生徒の学習活動、学級活動に係る主な日常的業務 (テスト作成・採点、時間割作成など) 【14.7%】
中学校	部活動等に係る業務 【31.4%】	学校管理・運営に係る業務 (調査・照会への対応、会計、成績処理など) 【22.2%】	児童生徒対応、苦情・トラブルに係る業務 (保護者対応、生徒指導、不登校支援など) 【15.4%】

高等学校	部活動等に係る業務（練習・大会登録・大会計画・引率・会計など） 【37.0%】	学校管理・運営に係る業務（調査・照会への対応、会計、成績処理、実践収録など） 【21.4%】	日常の定型的な業務（文書收受、起案、印刷、メール処理など） 【12.0%】
特別支援学校	学校管理・運営に係る業務（調査・照会への対応、会計、成績処理など） 【34.7%】	児童生徒の学習活動、学級活動に係る主な日常的業務（テスト作成・採点、時間割作成など） 【17.9%】	日常の定型的な業務（文書收受、起案、印刷、メール処理など） 【16.8%】

② 持ち帰り残業

- モデル校（赤江小学校、安来第三中学校、矢上高校、松江養護学校）を対象に、令和4年10月（1か月間）の実態を調査した結果は以下のとおり（回答数計227人）。ごく限られた範囲での調査であり、今後、幅広く実態を把握していく必要がある。

持ち帰り残業を実施した教職員の割合	1月当たりの平均日数 (実施した教職員のみ)	1日当たりの平均時間数 (実施した教職員のみ)
68%	8日	2.0時間

4. 検証結果（総括）

- これまでの取組により、全校種で時間外勤務が大きく減少（平成30年度から令和3年度の間約44%減）し、月45時間以内の目標を達成するとともに、個々の教職員の働き方改革に関する意識や管理職のリーダーシップも高い水準（7割程度）となるなど、一定の成果が出ている。これは、プランに基づき、県教育委員会、市町村教育委員会、管理職、各教職員が、それぞれの立場で着実に取組を進めてきた結果である。
- しかしながら、時間外勤務を年360時間以内とする目標は達成できておらず、年次有給休暇の取得及びワーク・ライフ・バランスについても目標を達成できていない。時間外勤務については、学校種・学校規模・職種による差異や、教職員間での二極化の傾向なども明らかとなっている。学校現場の教職員からも、依然として、事務作業や部活動指導等に追われて授業の準備や生徒指導等のための時間が十分に確保できない、業務負担軽減の実感が持てない、などの声が県教育委員会にも寄せられている。
- さらに、働き方改革の問題の一つの現れとして、精神疾患等による休職者数について、近年、同水準の状況が続いているとともに、教員不足がより深刻化しており、年度当初からの欠員等が生じるとともに、教員採用試験の受験者数・受験倍率も継続的に低下している（小学校では倍率が2倍を下回る状況が継続）。

- ・ こうした状況を踏まえ、今後、早急に、プランの数値目標及び働き方改革を進める目的（①子どもたちと向き合う時間の確保による教育の質向上、②教職員の心身の健康保持、③仕事と生活の充実、④教職を目指す人材の確保）を達成するため、プランに基づく取組を更に徹底・強化していく必要がある。その際には、全体に共通する取組のほか、時間外勤務の特に多い学校や教職員の状況等に応じた取組を重点的に講じることや、校内での業務平準化を推進していくことなども必要となる。
- ・ さらに、時間外勤務が減少している一方で、ワーク・ライフ・バランスがとれていないと感じる教職員の割合が増加しているところ、精神的な負担のほか、時間外勤務の集計に出て来ない部分での負担増などが生じている可能性もあるため、今後、持ち帰り残業を含め、トータルでの実態把握をよりきめ細かに行っていくことも重要である。

5. 今後の対応の方向性

上記4. の検証結果に基づき、以下の点に重点的に取り組むこととする。

(1) よりきめ細かな実態把握・分析

上記3. (2)で示した、時間外勤務の時間数ごとの人数分布や、職種別・学校規模別の状況に加え、新たに、持ち帰り残業や休憩時間等についても把握・分析を行う。

(2) 学校が担う業務等の削減・効率化

- ・ より具体的・実践的な好事例を集めた事例集の作成
- ・ 学校内での働き方改革リーダーの養成の更なる推進
- ・ 校務支援システムに加え、デジタル採点システムの新規導入などのICT活用
- ・ 研修や会議のオンライン化・オンデマンド化の推進
- ・ 教育委員会による調査・照会等の削減・簡素化 など

(3) 業務量に見合った適切な教員配置

- ・ 欠員等の早期解消
- ・ 国定数の確保（中学校の35人学級や特別支援学級の基準見直しに関する要望を含む）
- ・ 学校の抱える課題に対応した、県単独の加配や非常勤講師配置事業の推進（定年延長による「定年前再任用短時間勤務制」も効果的に活用） など

(4) 教員が担わなくてよい業務・教員以外が担うべき業務のアウトソーシング

- ・ コロナの有無に関わらず、恒常的に教職員が本来業務に注力できる環境を整備するため、各種の外部サポート人材を適切に配置
- ・ 特に、部活動指導に係る負担軽減のための配置拡充
- ・ 各県立学校の実情に応じて柔軟に活用できるよう、支援スタッフを大括り化 など

(5) 業務の平準化及び多様な働き方の推進

- ・ 業務の平準化に関する好事例の収集・展開
- ・ 管理職に対する研修の更なる充実
- ・ 子育て・介護等との両立促進（時差出勤等）に向けた研究 など